平成２２年（フ）第３６号
広島県三次市西酒屋町14番地４
債務者　戸津川　隆
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３７号
広島県三次市十日市南３丁目５番26号　２号
債務者　久保田　嵩
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１１２２号
福岡市東区青葉３丁目22番12号
債務者　濱田　一宏
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０号
福島県会津若松市錦町３番22号
債務者　白濱　政美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
新潟県胎内市鍬江844番地
債務者　田村　正志
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９７号
新潟県阿賀野市出湯741番地
債務者　新田　早苗
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１９７６号
愛知県愛西市北河田町郷前700番地　グレースアミーユ101
債務者　坂上　千春（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６０号
名古屋市中川区上流町１丁目５番地
債務者　室園　将也
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９号
香川県高松市円座町1573番地３ファミールえんざＡ203号室
債務者　藤井　昭二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８４号
香川県高松市香川町大野34番地９　上原方
債務者　糸川　聡子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３号
香川県観音寺市茂木町１丁目２番25―203号
債務者　藤田　茂行
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４４号
香川県三豊市三野町吉津乙1660番地
債務者　後藤　和子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４３号
福岡県八女市黒木町北大淵5276番地
債務者　城　　志保
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第４４号
福岡県八女市新庄1243番地７
債務者　矢加部由美子（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第４５号
福岡県八女市宅間田584番地１　宅間田団地３―202号
債務者　末崎亜由美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２５３号
沖縄県那覇市西３丁目15番16号　波之上マンション201
債務者　平良　安子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３０号
栃木県足利市猿田町１番地８
債務者　千吉良恵二
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部